

1 原告は、本件和解成立日以降は、原告と被告との間の①平成23年4月1日付け「石岡クリーンセンターの自然林広場の管理に関する覚書」、②平成27年10月25日付け「石岡クリーンセンターの自然林広場の管理に関する業務委託」及び③平成28年6月22日付け「業務委託契約書」に基づく石岡クリーンセンターの自然林広場の清掃・維持管理に関する業務委託契約（以下「本件業務委託契約等」という。）に規定する一切の清掃・維持管理行為を行わない。

2 被告は、本件業務委託契約等に関する紛争が原告に起因するものではないことを認めるとともに、原告と被告との間で、本件業務委託契約等を締結する際、地方自治法及び被告が準用している石岡市財務規則に則って事務手続等を行う必要があったにも関わらず、不適切な事務手続を行い、混乱を招いたことを認め、原告に対して深く謝罪し、今後は行政としての適切さを欠いた姿勢を改めるよう尽力する。

今後、石岡クリーンセンターの自然林広場を含む場内の清掃・維持管理業務については、原告との協議も含め、法令を遵守し、正規の手続に基づいて行う。

3 (1) 被告は、原告に対し、本件解決金として100万円の支払義務があることを認める。

(2) 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和3年6月末日限り、原告が指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は被告の負担とする。

4 被告は、被告のホームページ上において、本件和解の成立日から1年間、本件和解成立の事実及びその内容として本件和解条項を公表するものとする。

ホームページ内の具体的な掲載場所については、被告のホームページのトップページ (<http://www.kohokukankyuu.jp/>) にある「お知らせ欄」に「当組合を被告とする請負代金請求訴訟について、当組合の不適切な事務手続を認め、柏山浄化プラント対策委員会に謝罪して和解が成立したのでお知らせします。」と記載し、当該文言に続いて別紙「和解条項掲載頁の表示内容」にある和解条項等（ただし、文字のフォントや一行あたりの文字数等書式面は完全に同一と異なる可能性がある。）を掲載したページのURLを掲載する。

5 原告及び被告は、本件業務委託契約等に関し、本件和解条項に定めるほか、それぞれに何らの債権債務のないことを確認する。

6 訴訟費用は、各自の負担とする。

以上